

第 29 回春秋杯争奪学生雄弁大会—優勝弁論— 「地方分権論議に抜け落ちているもの」

日時 平成 5 年（1993 年）10 月 16 日（土）

場所 法政大学市ヶ谷校舎 835 教室

主催 法政大学弁論部・法政大学春秋会

「地方分権」—最近この四文字を、新聞紙上やテレビの画面でもしょっちゅう目にします。国会は今年 6 月に「地方分権に関する決議」を全会一致で採択しましたし、このほど成立した細川連立政権も地方分権の推進を大きく打ち出しています。臨時行政改革推進協議会（第 3 次行革審）も今月下旬に提出する予定の最終答申案の中で、「地方分権推進基本法」の制定を盛り込んでいます。ここ数年盛んに議論されてきた地方分権は、構想段階から今まさに実現段階に入ろうとしています。

しかし私は、現在の地方分権論議には一つの大きな落とし穴があるように思えてならないのです。確かに地方分権はそれだけでも、「行政改革」「政治改革」といった側面からは大いに歓迎されます。しかしこの議論の本来の目的は、中央集権的な政治行政システムのもとで経済的には豊かになった私たちが、次代へのステップとして地域社会のあり方に目を向ける必要があるといった、本大会の統一テーマでもある「豊かで暮らしやすい地域社会」づくりであったはずで

こうした本来の目的からすると、昨今の「中央が持っている権限や財源を地方に移譲する…」または「移譲するには…」といった制度面からの議論だけでは不十分です。これからの地域づくりにとって地方分権は、必要条件であっても必要十分条件では決していないのです。

ではその抜け落ちているもの、議論しなくてはいけない点というのは一体何なのでしょう？ 私はそれを、移譲された権限を受け止めて使いこなす側にある、つまり地方自治体と地域住民の意識にあると考えています。

まず地方自治体について言えば、その消極的な姿勢が問題点として挙げられます。私は今年の夏、山口県柳井市を訪れ、全国最年少市長である河内山哲朗柳井市長とお話しする機会を持ちました。河内山さんは地方分権は是非とも実現すべきとしながらも、その一方でこんなこともおっしゃっていました。

『地方自治体というのは、今までの中央集権的な政治行政システムのもとでは何かにつけて国のせいにして、何もしないでいることもできました。しかし権限が移譲されたら、それこそ心を入れ替えて仕事をしないと大混乱が起こるかもしれません。』

河内山さんのこの指摘は、地方自治体がたとえ権限や財源を手にしても、自らが「自分たちの頭で考える」という気を起こさない限り、「豊かで暮らしやすい地域社会」づくりど

ころか、地方自治体は、手にした権限の重みでかえって押し潰されてしまうのではないかという危惧を端的に示唆しています。

また、こんな先例もあります。交付された1億円を何に使っても良いという、「自ら考え自ら実践する地域づくり事業」、いわゆる「ふるさと創生1億円事業」が実施された時に、地方自治体から出てきたアイデアには見るべきものが少なかったというものです。1億円分の金塊を購入した兵庫県津名町の試みは、まだまだグッドアイデアの類です。

このように市町村から地域づくりに直結するようなアイデアが出てこなかったというのは、地方自治体がこれまで主体性・自立性を持って地域づくりに真剣に取り組んでこなかったという証に他なりません。逆説的に言えば、それほど中央のコントロールが隅々まで行き届いていたということになるのでしょうか、地方分権というハード面の改革と合わせて、地方自治体の意識改革というソフト面での改革も絶対に必要だと考えています。

そして地域住民の意識改革も必要です。戦後の行政と地域住民との関係は、まるでサンタクロースとそのサンタにプレゼントをもらう子供の関係に等しかったように思います。行政は中央主導で画一的な枠組みの中で、何よりも道路や各種施設の整備といった公共事業を推進し、地域住民もそれらを目一杯欲しがってきました。しかし必要な道路も開通した、各種のハコモノも概ね整備された現在、私たちが地域社会にあって解決してほしい問題というのは、例えば身近な環境問題であったり、高齢者福祉の問題であったり、または景観や都市計画の問題であったりと多様化しています。そしてこうした多様な要請に中央集権的なシステムではもはや対応しきれなくなったというのが実情なのです。

事実、「ふるさと創生1億円事業」が登場したり、「地方分権」が高らかに叫ばれるようになったりした背景には、中央がメニューやお手本を用意する時代ではなく、地域自身が知恵や仕掛けを考え出し、それを中央が手助けして行く時代になったという発想があるのです。

こうした時代にあって地域住民は、今まで以上に自分が住んでいる地域に進んで関心を持ち、積極的な発言や行動を地方自治体と一緒にやっていく必要があります。私はここで一方的な参加民主主義を唱えるつもりはありませんが、少なくとも従来、とりわけ戦後、日本人が行政に対して抱いていた「むしり・たかり」的な体質は、分権型システムのもとでは全く無効になるだけでなく、地域住民が建設的な要望を提起する一方で、地方自治体にも絶えずチェックの目を注いでいかなない限り、今まさに実現段階に入ろうとしている地方分権も、「宝の持ち腐れ」になりかねないということを強調しておきたいのです。

私は大学入学以来、全国40以上の地方自治体を訪れ、地域づくりの様子を見て回ってきました。その中で、中央集権的な政治行政システムのもとでも地方自治体と地域住民が一体となって活力ある地域づくりが展開されている地域は少なくなかったように思います。

例えば大分県では、平松守彦知事のもと、「一村一品運動」などの政策により、県民総生

産を全国 39 位から 33 位に押し上げました。また、市町村に目を転じてみても、外部の大資本を排して、自然環境、そして地域住民と共生したまちづくりを進めた結果、年間 380 万人もの観光客が訪れるようになった湯布院町や、稲作を捨てて梅、栗、エノキなどの高付加価値農業を実現した大山町の成功例は、特に印象的でした。

こうした自治体の職員の方は「こうした権限があれば・・・」と事例を挙げ、地方分権の必要性を具体的に説明してくれました。こうした自治体への分権ならば、それだけでその自治体は一層栄えていくことでしょう。

しかしその一方で、中央集権的なシステムにどっぷりと浸かり、惰眠をむさぼっているであろう自治体にもお伺いしました。こうした自治体でも総じて、「地方分権は必要！」としながらも、ではそれによってどう現状を打破していくのか？という話になると、全くあやふやになってしまいました。

「地方自治体が権限や財源を手にする」という地方分権の実現は、「目的」ではなくて、あくまでも目的達成のための「手段」です。現在の地方分権論議には、こうした認識が欠落しています。私も地方分権の必要性を痛切に感じている一人です。そしてそれを痛切に感じているからこそ、今回このような問題提起をさせていただきました。

地方分権先にありきではなく、地域づくりにとって地方分権というのは、どういう位置づけがあって、どのような役割を果たし、かつ地方自治体と地域住民はどんなメリットを享受する一方で、どんなコストを背負っていくべきなのかといった議論こそを、地方分権が実現段階に入る今だからこそ、各方面で積極的に巻き起こして行く必要があるのです。

(終)